

休養日について

【青少年育成の日】

昭和 57 年（1982 年）5 月から毎月第 3 土曜日を「青少年育成の日」と定めました。この日は、家庭・学校及び地域社会の三者が一体となって青少年の育成活動及び非行防止活動を盛り上げ、青少年関係施策の実行を期するための契機となるよう定めました。特に「青少年育成の日」と「家庭の日」を連動させることにより三者一体による青少年育成を図ることがねらい。

【家庭の日】

昭和 40 年（1965 年）5 月から毎月第 3 日曜日を「家庭の日」と定めました。青少年の人格形成には、家庭で生活習慣や社会のルールを身につけさせることが大切なことから、すべての家庭が円満で明るい家庭をつくるように、広く県民の自覚と意識の高揚を図ることを目的にしています。

【過去の運営方針】総会資料に掲載

- S6.2～H1.9 ● 第3日曜日は団活動を中止し、団員を家庭へ（月1回）
H2.0～H2.3 ● 第3日・土曜は家庭・地域社会活動に参加させましょう。
H2.4～H2.5 ● 第3土・日曜は地域活動を優先させましょう。
H2.6年度 ● 学校行事は勿論のこと、子供会活動や地域活動を優先させる。
● 月に1回は完全休養日を設けよう。（土・日連續が望ましい。）

【運営方針見直しの理由】

- ① 試合や大会が多くなる。選手・保護者・指導者の負担も大きい。
- ② 「少年団に入ると休みなしだよ」との悪評。
- ③ 勝利至上主義に走り、定期的に休みを取らないチームがある。
- ④ 団員数の減少

- H2.7年度 ● 毎月、定期的な完全休養日を設けよう。
● 原則、第3土曜日・日曜日は活動を休止する。
(ただし、県ちびっこソフトボール大会は除く)
H2.8年度 ● 毎月、第3日曜日・前日土曜日は団員・育成会・指導者の休養日とする。
(レインボーアクション・県協会主催の大会・県ちびっこ大会を除く。)
H2.9年度 ● (県協会が案内する大会・行事、七つの活動、市町村の行事、
県ちびっこ大会を除く。)

※参加心得・運営方針に従わないチームの監督は、県連絡協議会が主催する大会へ参加できない。

【H3.0年度～ 運営方針】

- ★ 毎月、第3日曜日・前日土曜日は団員・育成会・指導者の休養日とする。
(県協会が案内する大会・行事、七つの活動、市町村の行事、3月を除く。)

- R3.年度～ ● (県協会が案内する大会・行事、七つの活動、市町村の行事、2・3月を除く。)
県ちびっこ大会初日を2月末から開催する為に協議し改定を行った。
① 年間の試合数を減らし、団員が定期的に家族と過ごせる時間を確保する。
② 休みのない過熱した活動を改め、育成会(保護者)の負担軽減を目指す。
③ 指導者の家族にも、少年団活動に対する理解を深めてもらう。